



第4号様式（第8条第1項）

館山市指令第 674 号

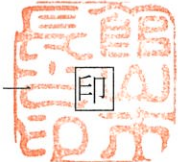
令和 2年 3月 31日

許 可 証

有限会社 妻本商店

代表取締役 妻本 竜志 様

館山市長 金 丸 謙



令和2年2月28日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次のとおり許可します。

許 可 番 号	第 号	
事 務 所 及 び 事 業 場 の 所 在 地	事務所 千葉県鴨川市浜荻430番地1 電話番号 04-7094-2610	
	事業場 千葉県館山市正木974番地 電話番号 0470-27-2583	
事 業 の 範 囲	収集運搬又は 処 分 の 別	収集運搬（積替え,保管を行わない）
	取 扱 廃 棄 物 の 種 類	一般廃棄物
	営 業 区 域 又 は 場 所	館山市全域
処理施設等の場所		
施設・車両の種類 及びその能力	塵芥車 4台 積載量計 9.15t	
許 可 期 限	令和4年3月31日	
許 可 条 件	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）・同法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）、館山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年館山市条例34号）・同施行規則（昭和47年館山市規則第29号）、館山市公害防止条例（昭和47年館山市条例38号）、その他関係法令を厳守すること。 2 ごみの収集運搬は計画的に実施すること。 3 館山市内のごみのみ、館山市清掃センターへ搬入すること。また、搬入する際は総重量8t以下で、職員の指示に従うこと。 4 館山市一般廃棄物収集運搬業許可車両（館山市許可ごみ収集車）である旨を車両に明記すること。 5 市長が必要な報告を求めたときは速やかに書面で報告すること。	
許 可 年 月 日	新規 年 月 日 更新 令和 2年 4月 1日	